

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 X らは、1986 年から毎年、8 月 15 日に P 市立文化会館で、「平和を考える P 市民の集い」を開催してきた、「平和を愛する P 市民の会」（以下「市民の会」という。）のメンバーである。X らは、2015 年 8 月 15 日にも、例年同様の集会を開催しようと、P 市長に対し、P 市文化会館条例（以下「本件条例」という。）6 条 1 項に基づいて、使用団体名を「平和を愛する P 市民の会」として、文化会館の使用許可を申請した（以下「本件申請」という。）。ただし、X らは、2015 年の集会は第 30 回の記念大会になること、また、今年は集団的自衛権の一部容認の合憲性が国民的議論になっていることなどを理由に、例年とは異なって、集会の名称を「集団的自衛権をぶっ飛ばせ！——P 市民 30 年の思いを国会へ——」としている。

P 市内で、市民の会に対する抗議活動は一件も確認されておらず、市民の会は、これまで主催したいずれの集会も平穏無事に開催してきた。もっとも、2015 年になって、集団的自衛権の一部容認の合憲性が国民的議論になっていることを受けて、全国各地で賛成派・反対派いずれの立場によるかを問わず多数のデモが開催され、そのうち一部が暴徒化して警察に検挙される例が新聞等で報道されている。

本件申請に対して、P 市の担当者は、本件条例 7 条 3 号に定める「その他市長が管理及び運営上不適当と認めるとき」に該当するとして、市長名で会館の利用を不許可とする処分をした。その理由として、P 市の担当者は、①政治的に議論のある問題を扱う集会は、それに敵対する団体などによる抗議・妨害活動が予見され、会館の管理に支障ができると予想されること、②国民的に賛否が分かれているテーマについて、市の施設を利用させると、市の政治的中立性が損なわれること、③集会の趣旨が本件条例 4 条に適合しないと認められること、④市内の他の民営の施設でも開催が可能であることを挙げた。

これに対して、X らは、これまで同趣旨の集会を毎年開催しており、会館の管理に支障を生じさせたことはないのに、今年にかぎって、会館の利用を許可しないのは、集会の自由に対する不当な制約だと主張している。

【設問】 あなたが裁判官だとすると、本件に存する憲法上の問題点を踏まえて、どのような判断をするか、答えなさい。

参考条文 P 市文化会館条例

第 1 条 市は、市民の文化活動等の場を提供し、広く文化を普及させるとともに、文化の発展及び振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、P 市立文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。

第4条 文化会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化活動等のための施設の供与に関すること。
- (2) 文化事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 市民の文化活動の推進に関すること。
- (4) 文化に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 文化に係る調査及び研究に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

第6条 文化会館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理及び運営上必要な範囲内で条件を付すことができる。

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) その他市長が管理及び運営上不適当と認めるとき。